

下水道管渠更生工事における入札参加条件（技術者資格）の変更について

令和4年度から、下水道管渠更生工事の品質を確保するため、入札参加条件における主任技術者及び監理技術者の資格について、下記のとおり変更します。

記

1 主任技術者及び監理技術者の資格要件

元請の主任技術者及び監理技術者は、管渠更生工事の施工管理に関する以下のいずれかの資格を有する者を配置すること。

- 下水道管路更生管理技士
（一般社団法人 日本管路更生工法品質確保協会）
- 下水道管路管理専門技士（修繕・改築部門）
（公益社団法人 日本下水道管路管理業協会）
- 下水道管きょ更生施工管理技士
（一般社団法人 日本管更生技術協会）

2 適用時期

令和4年度以降に入札公告を行う工事